

第三期御殿場市子ども・子育て支援事業計画策定の概要

1. 第三期御殿場市子ども・子育て支援事業計画の策定について

全国的に人口減少や少子高齢化が深刻化し、家庭を取り巻く環境が変化する中、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、国は平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法を制定し、平成 27 年度を初年度とする子ども・子育て支援新制度を創設しました。

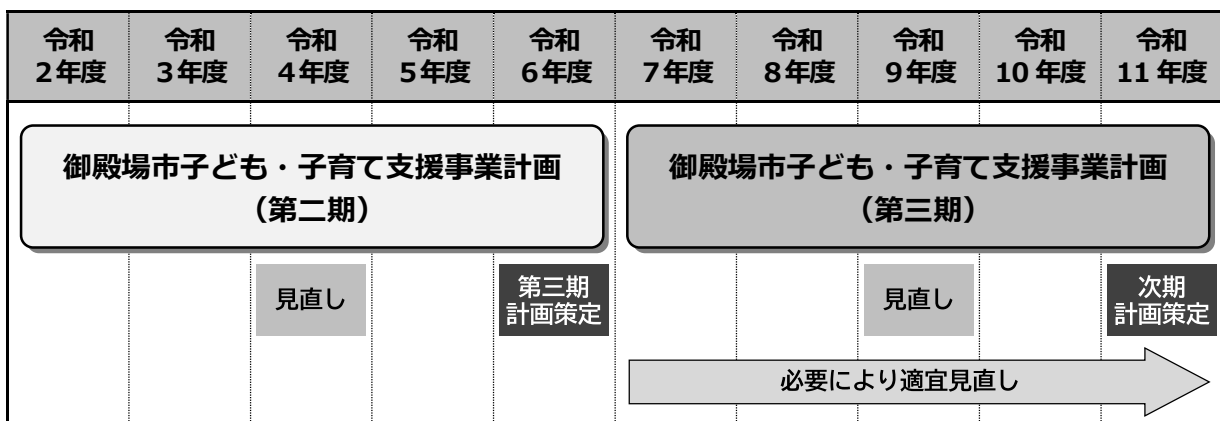
これを受け、本市においては、国の新制度に対応するため、平成 27 年度に「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画では、市内の子ども・子育て支援に関するこれまでの取り組みを引き継ぐため、次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画のうち該当する事業を継続して実施していくこととなりました。また、令和元年度には、幼児教育・保育の無償化や総合的な放課後児童対策の推進、母子保健の充実、児童虐待防止対策など、新たな課題に対する政策を含めた第二期計画として「第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和 4 年度には中間見直しを実施し、ひとり親家庭、子どもの貧困等への支援に関する項目を追加し、さらなる事業の推進を図っているところですが、今年度は当該計画の最終年であるため、次の 5 年間の事業推進を図るべく、令和 7 年度を始期とする第三期計画を策定するものです。

2. 子ども・子育て支援事業計画について

「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定されている法定計画で、5 年を一期として市町村が定めるものとされています。

なお、事業計画は下表のようなサイクルで策定・推進されます。



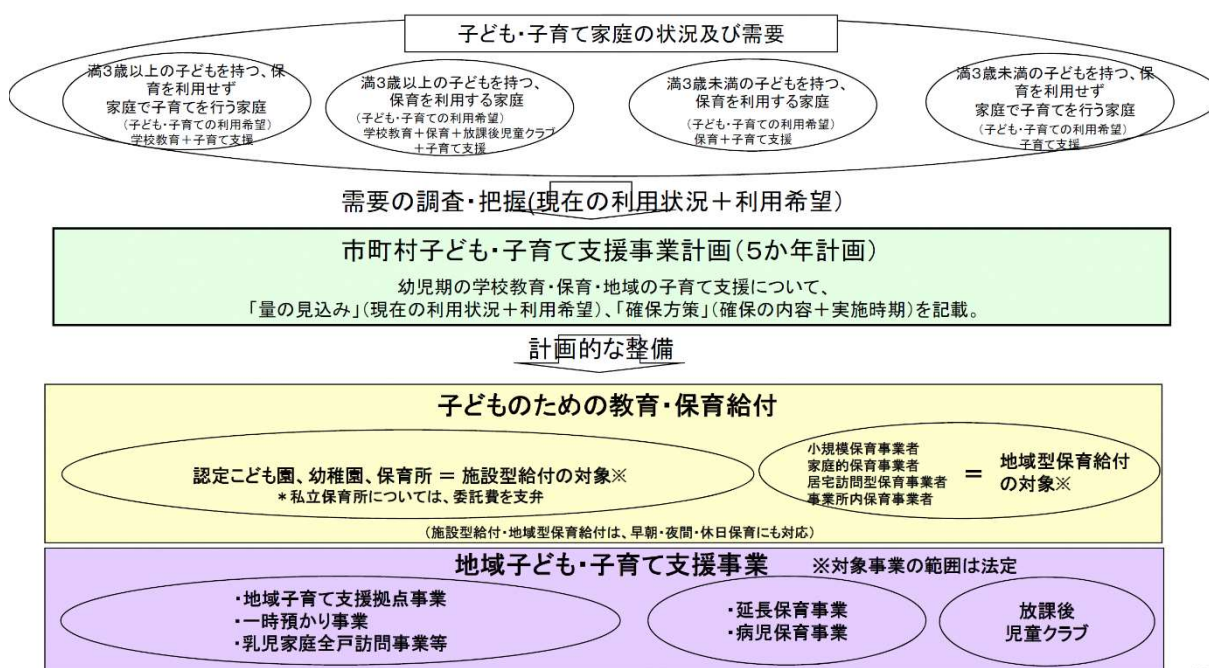
3. 事業計画について

事業計画では、計画期間における子どものための教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のニーズ（「量の見込み」）を把握し、当該ニーズに対応する供給体制（「確保方策」）を計画的に実現していきます。

計画では事業の提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の需給計画を定める必要があります。

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

〇市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの 18

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

＜量の見込み＞

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載（参酌標準）。

→住民の利用希望の把握が前提。（子ども・子育て支援法第61条第4項）

＜確保の内容・実施時期＞

・幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

（例）平成27年度に地域型保育事業（50人分）を整備、平成28年度に施設（100人分）を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

＜量の見込み＞

○教育のみ＜1号＞

○保育の必要性あり（3～5歳）＜2号＞

○保育の必要性あり（0～2歳）＜3号＞

＜確保の内容・実施時期＞

○施設（認定こども園、幼稚園）で確保

○施設（認定こども園、保育所）で確保

○施設（認定こども園、保育所）、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例「保育の必要性あり（3～5歳）＜2号＞」→地域型保育事業で確保

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

（〇年度に〇人分）

○ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

自治体計画と認可・認定の関係 ①

○ 市町村計画は、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定し、区域内の利用定員（確保の状況）や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定。

○ 都道府県計画は、市町村計画の数値の積上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を設定。

○ 都道府県は、一定区域ごとに、需要（量の見込み）と供給（確保の状況）の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。

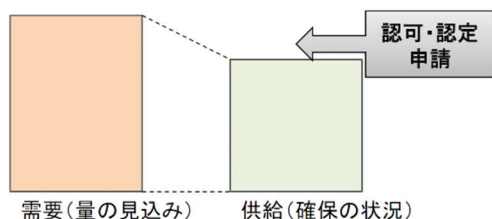
※ 指定都市・中核市においては、都道府県と同様に、市町村計画に基づき幼保連携型認定こども園・保育所の認可を行う。

※ 地域型保育事業については、市町村が市町村計画に基づき同様に認可を行う。

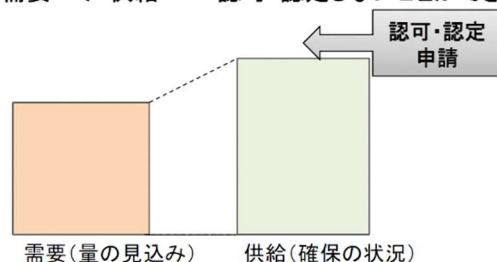
需要（量の見込み）＞ 供給（確保の状況）→ 原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者である場合）

需要（量の見込み）＜ 供給（確保の状況）→ 認可・認定を行わないことができる（＝需給調整）

需要 ＞ 供給 → 原則認可・認定



需要 ＜ 供給 → 認可・認定しないことができる



4. 第三期計画の作成に向けた国の動向

第三期計画の作成に当たっては、以下の国の動向等を踏まえ進めていく必要があります。

(1) 児童福祉法等の一部を改正する法律の主な内容（令和4年6月成立）

- 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。
- 訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）。
- 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。

(2) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の主な内容（令和6年6月成立）

- 児童手当の支給期間を中学生までから高校生年代までとし、支給要件のうち所得制限を撤廃する。
- 妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付を創設するとともに、児童福祉法に妊婦等包括相談支援事業を創設し、効果的に組み合わせることで総合的に支援を行う。
- 保育所等に通っていない満3歳未満の子どもが月一定時間までの枠の中において時間単位で柔軟に通園が可能になる乳児等のための支援給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**【児童福祉法、母子保健法】
①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。
③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の種類（福祉型、医療型）の一元化を行う。
- 2. 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**【児童福祉法】
①一時保護施設の設備・運営基準を策定して一時保護施設的环境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**【児童福祉法】
①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備**【児童福祉法】
児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。
- 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**【児童福祉法】
児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
- 6. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上**【児童福祉法】
児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※「新規定に基づいて、こども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことのできる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等**【児童福祉法】
児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は令和7年6月1日、7の一部は令和4年9月15日又は令和5年4月1日）

1



子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要

第5回子ども・子育て支援等分科会
2024年2月19日

資料2

法案の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

法案の概要

- 1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策**
（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】
①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支給給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。
（2）全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充【①、②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】
①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
③産後ケア事業を地域こども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
④教育・保育を提供する施設・事業者が経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。
（3）共働き・共育での推進【①雇用保険法等、②国民年金法】
①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期間に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。
- 2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設**【特別会計に関する法律】
こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。
- 3. 子ども・子育て支援金制度の創設**【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】
①国は、1(1)①②、(2)②、(3)③④（※）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
③歳出改革と質上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（※）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できることとする。
（※）を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・構築の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

施行期日

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

令和6年10月1日（ただし、1(2)は公布日、1(2)⑤は令和6年11月1日、1(1)③、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。）